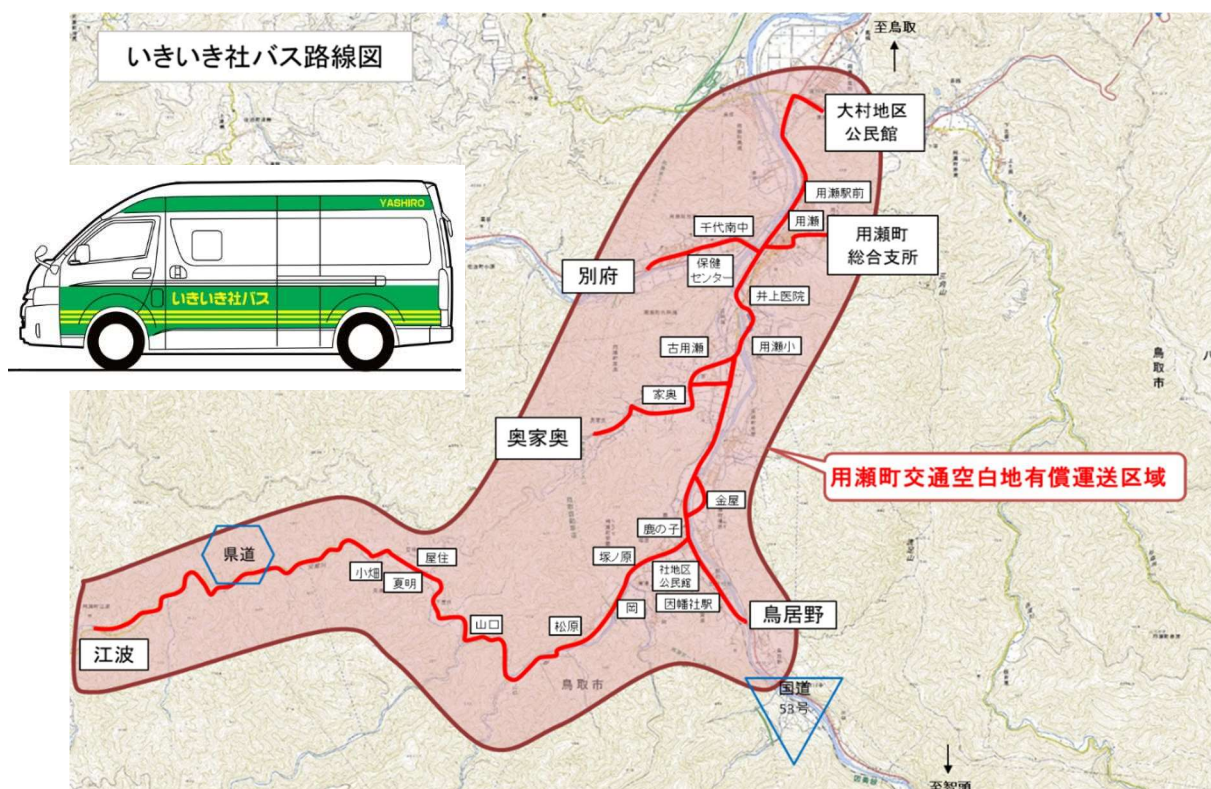


いきいき社バスの更新登録について

鳥取市南部地域で運行してきた鳥取市自家用有償「南部支線バス」令和3年度で廃止となったことから令和4年4月より運行を開始しました。令和6年3月8日をもって有効期間が満了することによる更新です。

- 1 運営主体 いきいき社まちづくり協議会
- 2 運営方法 交通空白地有償運送
 - (1) 運行開始 令和4年4月1日
(運行登録：令和4年3月9日、登録番号：中鳥交第13号)
 - (2) 運転手 7人
 - (3) 車両について 10人乗り乗用車1台
- 3 旅客の範囲 用瀬町内の住民及び用瀬町内に用を有する者及び観光客
- 4 利用者 小学生、一般（中学生以上）
- 5 運行形態：区域内での定時定路線

江波発、用瀬経由、大村行きを3往便（全停車場運行）
大村発、用瀬経由、江波行きを2復便（主要停車場以外は予約運行）
※令和5年10月トスク用瀬店閉店に伴い1便/日エスマート鳥取南IC店まで予約にて路線を延長している。トスク用瀬店あとに新店舗の営業開始までの間。



6 運賃 別添「いきいき社バス 旅客から収受する対価」のとおり

いきいき社バス 旅客から収受する対価

区分		使用料
一般（中学生以上）		200 円/回
小学生		100 円/回
幼児		無料
障害者等		100 円/回
社地区公民館利用者		上記各使用料の半額
定期券	一般	400 円に有効期間内の運行日数を乗じた額
	中学生	400 円に有効期間内の授業日数を乗じた額
	小学生	200 円に有効期間内の授業日数を乗じた額（上限あり）
	障害者等	200 円に有効期間内の運行日数を乗じた額

※障害者等

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその介護人
- ・要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその介護人

○小学生の定期券の上限について

小学生の定期券については、購入期間に応じて下記のとおり上限を設けることとする。

(片道のみ利用の場合はそれぞれ半額)

区分 \ 日数	日数		
	1日～10日	11日～20日	21日～1ヶ月
第1子	810円	1,620円	2,430円
第2子	405円	810円	1,215円
第3子以降	0円	0円	0円

※鳥取市教育委員会学校保健給食課の遠距離等通学費補助制度から準用